

先進政策バンク優秀政策事例

優秀政策（ベストプラクティス） 「滋賀県版・経済振興特区制度の推進」の概要 について

滋賀県商工観光労働部商工政策課

一 滋賀県経済振興特区創設の背景

滋賀県は京都、大阪や中京都市圏、北陸圏に近接しているほか、本州のほぼ中央に位置しているという立地条件に恵まれていることから、交通の発達もあいまって早くから工業の立地が進み、高度経済成長期には大企業の工場進出が相次ぎ、地元企業はその関連企業として発展するなど、広範囲に工業集積が形成されました。このため、滋賀県経済振興特区制度（以下「県版特区制度」という。）創設時の県民経済所得年報（平成十四年版）では、第二次産業が県内総生産に占める割合は四九・九%と高く、全国平均の三一・七%を大きく上回っているだけだけでなく、全国で第一位となっていました。直近（平成十八年版）でも全国平均の二六・七%に対し、滋賀県は四六・七%と、依然として第二次産業の占める割合は非常に高い状況にあります。このように、滋賀県の経済は第二次産業とりわけ製造業に大きく依存した構造となっており、我が国製造業の海外移転等もあって、県外からの新たな立地は減少しており、また、既

滋賀県の強みと弱み（課題）

◇強み

- ・豊かな自然・文化環境
- ・恵まれた立地・交通条件
- ・ものづくり産業の集積
- ・知的資源の集積
- ・人口増加が続く、若い県

◇弱み（課題）

- ・景気に影響されやすい経済構造
- ・国際的な地域間競争の中で、産業空洞化の懸念
- ・低い開業率（事業所の減少）
- ・事業所向け高度サービスが不十分

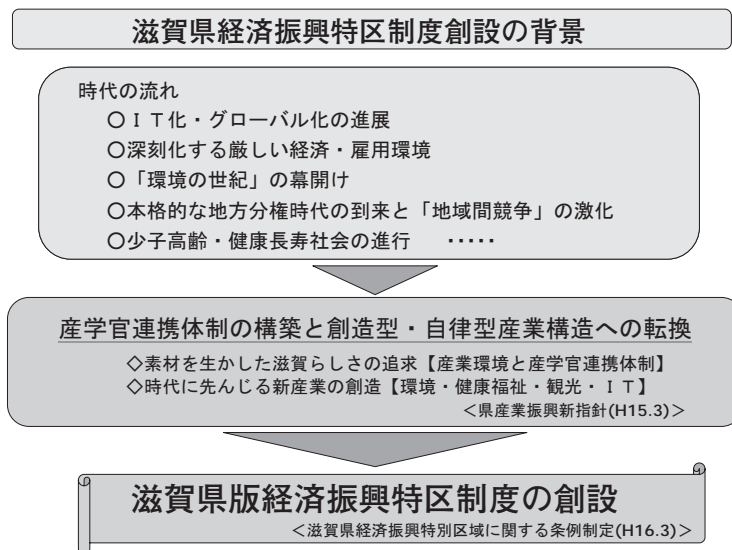
（企業活動支援サービス業や弁理士等のベンチャー支援インフラが希少）

二 滋賀県産業振興新指針の策定と県版特区制度の創設

国ではIT化・グローバル化を始めとした世界潮流のさまざまな変化を背景として、それまで日本を支えてきた制度や仕組みが、もはや限界を迎えたとの認識から、あらゆる分野の構造改革が進められました。地方においても、分権改革が展開する中で、国が目標や方針を示し、それに沿って地方が具体的に動くというスタイルから、地域の有する固有の資源と特性を生かしながら、個性と存在感を競い合う時代に突入してまいりました。滋賀県では、そのような時代認識に立つとともに、産業空洞化に対する懸念を背景として、平成十五年三月に、中・長期的な観点から滋賀県産業振興の確かな戦略方向を示す「滋賀県産業振興新指針」を策定し、「産業創造立県しが」づくりをスタートさせました。

この新指針では、「産学官連携体制の構築と創造型・自律型産業構造への転換」を基本理念に据えて、地域が有している素材やポテンシヤ

ル等を最大限に活用した産業振興方策を力強く展開していくこととし、滋賀県産業振興の具体的な原動力の一つとして「地域特性を活かした県版経済振興特区推進プロジェクト」を提起いたしました。



三 構造改革特区制度と県版特区制度の違い

特区制度と言えば、我が国には政府が実施する構造改革特区がすぐに思い浮かびます。ご承知のとおり、国の構造改革特別区域制度は、「規制改革」によって民間活力を最大限に引き出し、

経済社会の構造を改革するとともに、地域の活性化を図るものであり、経済振興を目的とした特区ばかりではなく、幅広い分野に及ぶものとなっております。

これに対し、県版特区制度では、認定を行った特区計画に対し、県税の減免、補助金や融資による助成、基盤整備における優先的取扱など幅広い特例措置について期間を限定して集中的に講じることといたしました。

特例措置に関しては、例えば、県税の減免について、企業が世界的視野から立地場所を選ぶ時代にあつて、中国などの特区の例なども参考に、不動産取得税については免除、法人事業税については最初の二年間を免除、その後の三年間は二分の一に軽減するという思い切った措置を講じました。

また、補助金等の助成については、地域のアイデアを最大限に生かした多様な取組みを支援する観点から、既存の補助制度の活用にとどまらず、計画の内容を踏まえ、必要に応じてオーダーメイドにより補助制度を用意し、支援を行っていくことといたしました。また、新たな産業分野への取組みに当たっては、資金面における需要が大きいと考えられることから、特区限定の融資制度の整備も行いました。

四 県版特区制度の目的

こうした経緯で創設しました県版特区制度は、地域の力を結集した取組みとして、市町村、民間事業者、地域住民、大学等の学術研究機関が協働し、知恵と工夫による地域特性を生かし

た自発的・主体的な産業振興策をもとに、幅広い経済振興策を導入する滋賀県ならではの新しい枠組みとして創設された制度であり、「選択と集中」による産業振興策の推進を通じて地域経済の活性化を図るものであります。

また、地域経済活性化の成功事例を示すことにより、県下の市町における地域特性を生かした産業振興施策の展開が促進され、産業の集積・新規産業の創出等を通じて県全体の経済振興が期待されることに加え、市町村、民間事業者、地域住民等の知恵と工夫のボトムアップによる産業振興、地域経済の活性化を図り、地域振興への参加意識が醸成され、パートナーシップの構築と地域の顔が見える産業施策につながっていくものであると言えます。

五 県版特区制度の概要

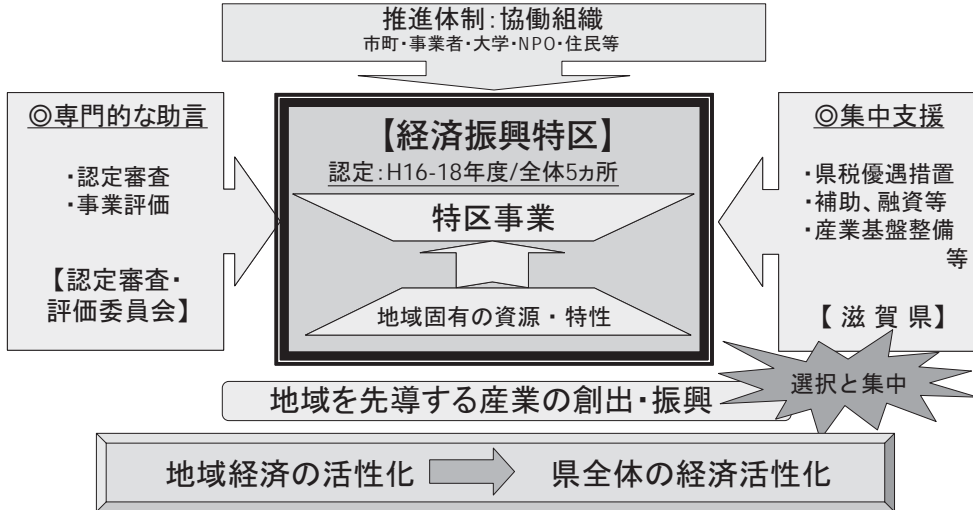
①申請主体等

経済振興特別区域計画の申請主体は、市町としてあります。経済振興特別区域計画を通じて地域経済の活性化を進めていく場合には、民間事業者が実施する特区事業が主体となりますが、市町、民間事業者や地域住民等の協働による産業振興策の効果的な展開を確保するためには、市町の総合調整機能が発揮されることや市町において独自の経済振興策が実施される必要があります。

なお、地域特性が複数の市町にまたがる場合には、市町が共同で計画を作成し、申請することも可能です。

滋賀県版経済振興特区制度のスキーム

- Point1：地域の自発的・主体的な取組みが基本
- Point2：「選択と集中」
- Point3：県によるオーダーメイドの支援



② 推進体制

経済振興特別区域計画を円滑かつ確実に進めるためには、地元関係者のコンセンサスを得ながら経済振興特別区域計画の策定や事業推進のための連絡調整などを行うことが必要であり、市町、事業者、地域住民等で構成する推進体制

が必要で

す。戦略性のある産業の創出・振興とともに地域の経済の活性化を図っていくという取組みの成果につながる重要な点であり、必ず地元で推進体制を設置することとしています。

③ 県の役割

県は、県版特区制度の効果的な推進を図るため、各部署が連携し必要な情報提供を行うほか、経済振興特区構想の策定に関する助言などを通じ、申請段階から市町へのバックアップを行います。

④ 区域

経済振興特別区域は、市町が地域住民、民間企業や大学等の事業者等と協働して、当該地域の特性に応じた特区事業を実施するために自発的に設定する区域であり、当該地域の特性が及ぶ区域として、その範囲を計画において特定する必要があります。

区域の範囲は、市町等が実施しようとする特区事業の内容に応じて、合理的な範囲で任意に設定することとなりますが、実施しようとする特区事業は、地域の特性を活用して戦略的な産業の創出・振興につながる競争優位な分野に絞ることが重要です。このことから区域の範囲については、市町内の全域ではなく、

ある程度の限定された区域になると考えられます。また、当該地域の特性が複数の市町域にまたがる場合には、その範囲を区域として設定することも可能です。

⑤ 事業内容

事業内容は、経済振興特区の目的・趣旨に合致し、地域特性を生かし、戦略的な産業の創出・振興につながるものであること。戦略産業の設定は、地域特性をもとに競争優位な分野に絞ること。また、市町村が独自に取り組む施策、事業実施主体等の具体的内容を明らかにする必要があります。また、特例措置を活用して取り組む全体の事業計画及び各年度ごとの計画を作成し、目標達成に向けたプロセスの明確化や計画の熟度と実現可能性を示す必要があることといたします。

⑥ 経済振興特区計画の経済的社会的効果

事業を実施することにより期待される産業の集積、新規産業の創出・振興、雇用の増大等の地域経済の活性化や持続的発展を支える経済的社会的効果を明らかにすることとします。

⑦ 申請期間

「選択と集中」による産業振興策の推進を通じて地域経済の活性化を図るといふ経済振興特区の趣旨から、申請期間は限定し、制度施行から三年間程度といたします。実際の申請は、平成十六年度から平成十八年度までの三年間で五回の募集を行いました。

⑧ 認定

経済振興特区の認定に当たっては、制度の趣旨に照らし、地域特性の活用度や、経済的社会的波及効果の大きさ、市町村独自の施策内容や、計画事業の実現可能性等について、総合的に評価をすることといたします。また、認定審査過程の透明性・公平性を確保するため、有識者等による審査機関を設置し、審査を行います。

認定件数につきましては、経済振興特区の認定件数については、県版特区制度が「選択と集中」による産業振興施策を推進し、戦略的な産業の創出・振興による地域経済の活性化を通じ、県経済を先導していくリーディングプロジェクトであるとの観点から、五件〜六件程度が適当といたしました。結果的には五件の計画を採択いたしました。

⑨ 特例措置

特例措置は、既存制度の拡充を図るとともに、経済振興特区の趣旨に合致した新しい措置を講じるべきであり、また、経済振興特区を推進する事業者側の支援ニーズに対応できる各種の支援メニューを備えた総合助成制度の考え方を

を導入いたしました。

また、限りある行政資源の有効活用を図るため、特例措置は、道路整備等の多額の投資を必要とするハード基盤整備よりも、新事業創出のための研究開発助成等、事業者を直接支援し短期間に効果を得ることが期待できる即効性の観点からソフト面にお

県版特区支援メニュー

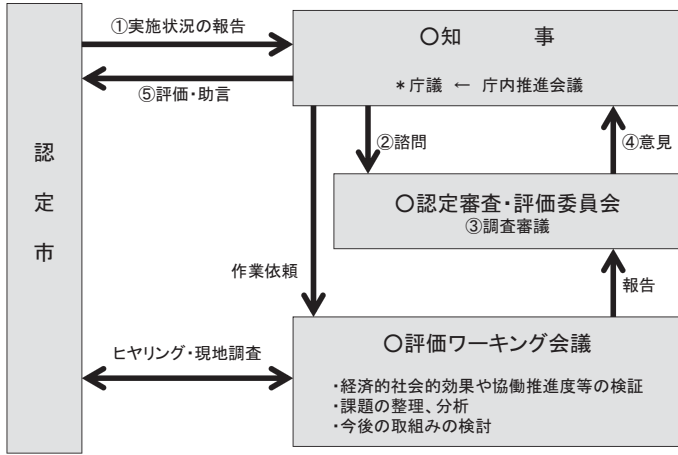
- (1) 企業立地促進事業【全特区共通】
 - ・企業立地に伴う施設・設備投資への助成
 - ・投下固定資産額（土地取得費用除く）の10%【限度額30億円】
- (2) 滋養ベンチャー育成ファンド【全特区共通】
 - ・IPOを目指すベンチャー企業への投資
 - ・投資先企業に対するハンズオン支援も実施
 - ・ファンド規模11億5,000万円（県出資額：1億2,500万円、他10者が出資）
- (3) 融資制度（特区振興資金）【全特区共通】
 - ・中小企業への創業・経営資金の融資
 - ・利率：年1.9% ・新規貸付枠：3.5億円
 - ・限度額：1,500万円（創造枠）、3,000万円（自律枠）
- (4) 税制の特例措置【全特区共通】
 - ・不動産取得税・・・課税免除
 - ・固定資産税（県税）・・・課税2年度まで課税免除。3年度目から不均一課税
 - ・事業税・・・事業開始2年度目まで課税免除。3年度目から不均一課税
- (5) オーダーメイドの支援策
 - ・各市町の創意工夫による事業に対して、県が予算補助
 - <事例>
 - インキュベーター入居者補助（びわこ南部エリア新産業創出特区）
 - 立地促進助成（長浜バイオ・ライフサイエンス特区）
 - 観光パンフレット作成補助（びわ湖・里山観光振興特区）
 - 信楽陶芸トリエンナーレ基本計画策定補助（国際陶芸産業都市特区） など

県版特区支援メニュー②（税制特例措置）

税目	税率	特区事業主体における優遇税率	対 象
不動産取得税	4% (3.5%, 3%)	0%	○特区内において次の要件を満たす法人・個人の取得した事業用不動産であること <ul style="list-style-type: none"> ・特区事業主体であること ・特区事業に用いる土地・家屋・償却資産の取得価格 2,500万円超 ・特区事業に従事する従業者数の増加雇用者数 4人超 ○適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ・特区計画期間内に限る
固定資産税(県税)	1.4%	初年度 0%	○特区内において次の要件を満たす法人・個人の取得した償却資産であること <ul style="list-style-type: none"> ・特区事業主体であること ・特区事業に用いる土地・家屋・償却資産の取得価格 2,500万円超 ・特区事業に従事する従業者数の増加雇用者数 4人超 ○適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ・特区計画期間内に取得された場合で、初年度から5力年度
		2年度 0%	
		3年度 0.7%	
		4年度 0.7%	
		5年度 0.7%	
事業税	○法人事業税 5.0%、7.3%、9.6% (一般の法人の場合) ○個人事業税 5.0%(4.0%、3.0%)	初年度 0%	○特区事業主体である法人・個人 <ul style="list-style-type: none"> ・特区事業に従事する従業者数に係る部分について対象とするものであること。 ※ 外形標準課税に係る分を除く。 ○適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ・特区計画期間内に事業を開始した場合で、初年度から5力年度
		2年度 0%	
		3年度 税率の1/2	
		4年度 税率の1/2	
		5年度 税率の1/2	

ける支援を重視することが望まれました。県においては、特例措置を講じるほか、各般の施策の実施に当たって経済振興特区を成功に導くため、全庁を挙げて特区推進に取り組みむことといたしました。

評価のスキーム



⑩認定後の評価方法・体制
 経済振興特区に対しては、認定後、一定期間ごとに、計画の進捗状況、特例措置の活用状況等を評価しています。
 評価に当たっては、有識者による評価機関を設けて専門的見地からの評価とともに、助言が得られる体制を講じることとし、経済振興特区推進において重大な問題が生じた場合には、特区認定の取り消しを含む措置がとれることとしております。
 特例措置については、市町村からの経済振興特区認定申請や実績報告等により、効果的な特区推進を図る上で必要な追加・見直しを行うと

ともに、県は、上記の評価機関と連携し、県版特区制度の効果的な推進に努め、経済振興特区における事業の目的達成に向けて、市町村等に対する助言を行っています。

六 認定県版特区計画の概要
 平成十六年三月に「滋賀県経済振興特別区域に関する条例」を制定するとともに、かつ、申請にいたるまでの、各地域における産業界や地元住民、事業者、大学、NPO等さまざまな主体の知恵と力を結集する際の相談や協議にワンストップで対応するために、四月には市内に「経済振興特区推進室」を設置いたしました。

第一回目の募集は、平成十六年六月一日から十日まで行い、九市町七件の計画の申請がありました。以後、毎年一〜二回のペースで募集を行い、平成十九年二月に五回目の募集を行いました。

結果的には、延べ十六件の申請を受け付け、外部有識者で構成する「滋賀県経済振興特区認定審査・評価委員会」

認定経済振興特区計画一覧

びわ湖・里山観光振興特区
(平成18年度～平成22年度)

地域の特徴

- ☆豊かな自然環境・生活文化
- ☆全長80kmにわたる中央分水嶺

特区計画の概要

- ・玄関口である今津港周辺の街並み整備
- ・中央分水嶺を生かしたエコツーリズムや、体験学習教育旅行の企画・実施

長浜バイオ・ライフサイエンス特区
(平成16年度～平成20年度)

地域の特徴

- ☆我が国初四年制バイオ系単科大学である長浜バイオ大学の立地

特区計画の概要

- ・インキュベーション施設の整備、及び、大学周辺への企業誘致を行うことによるバイオ産業クラスターの形成

びわ湖南部エリア新産業創出特区
(平成16年度～平成20年度)

地域の特徴

- ☆大学の集積(立命館大、龍谷大、滋賀医大)
- ☆製造業の集積

特区計画の概要

- ・ベンチャー企業のスタートアップ(研究開発等)からレイトステージ(販路開拓、企業立地等)まで一貫した支援により、重点分野においてクラスターを形成

国際陶芸産業都市特区
(平成18年度～平成22年度)

地域の特徴

- ☆信楽焼の産地
- ☆新名神高速によりアクセス向上

特区計画の概要

- ・海外展示会に信楽焼を出展することで、販路開拓を実施するほか、2010年には信楽陶芸トリエンナーレ(芸術祭)を開催することで、産地の活性化を図る

滋賀統合物流センター(SILC)特区
(平成17年度～平成21年度)

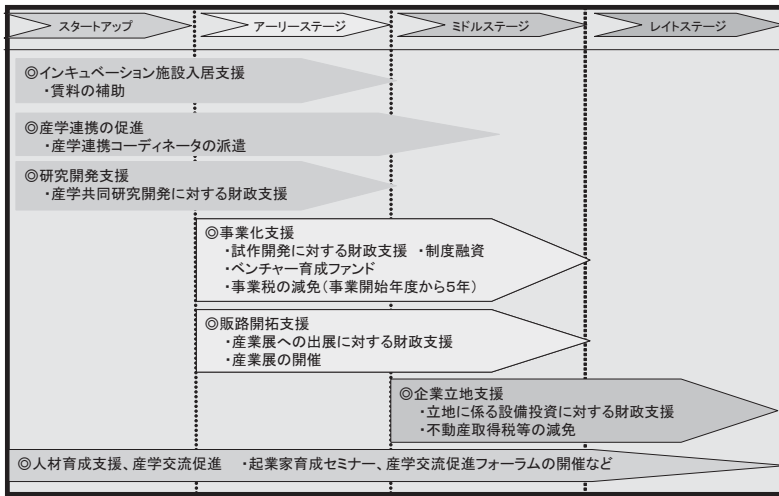
地域の特徴

- ☆関西、中京、北陸の結節点
- ☆JR貨物米原ターミナルの整備

特区計画の概要

- ・SILC予定地の整備及び3PL事業の実施、並びに、物流人材育成事業等を予定

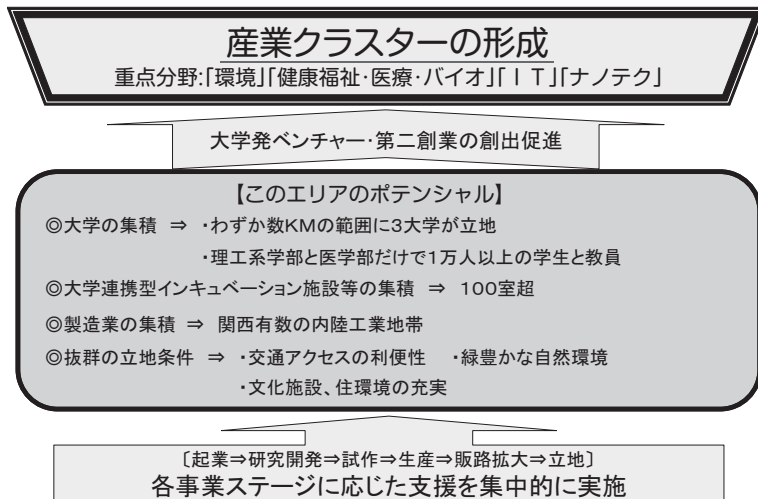
びわ湖南部エリア特区での支援メニュー



の審査を経て、五件の計画に絞り込みましたが、審査結果にかかわらず、いずれの計画も地域の特産物を生かしたもので、環境分野への取組みなど、地域の特性をうまく取り込んだ非常にバラエティに富んだものとなっており、地域の「知恵と工夫」が生かされたものとなっております。

■びわ湖南部エリア新産業創出特区計画
【大津市・草津市】
(特区期間：平成十六年度～平成二十年度)

びわ湖南部エリア新産業創出特区の概要



本計画は、大津市、草津市にまたがる地域に集積する滋賀医科大学、龍谷大学、立命館大学の知的資源の活用や、産業の集積を活用し、「環境分野」、「健康福祉・医療・バイオ分野」、「IT分野」、「ナノテクノロジー分野」の四分野を重点分野と位置付け、中小・ベンチャー企業の研究開発段階から販路開拓、立地支援まで一貫した支援を行うことにより、新産業の創出を目指すという内容です。

【事業内容】

- ① 戦略分野シーズ創出支援事業(産学連携研究開発事業)
- ② 産学連携(特区推進)コーディネータ派遣事業
- ③ インキュベーション施設入居者支援事業
- ④ 新事業展開ステップアップ促進事業(試作開発等事業)
- ⑤ 商造(販路開拓)支援事業(産業展への出展費補助事業)
- ⑥ 企業立地促進事業(立地促進事業)
- ⑦ 遊休地活用促進事業(工場適地の遊休地の活用促進事業)
- ⑧ 人材育成支援事業(起業家養成事業)

■長浜バイオ・ライフサイエンス特区【長浜市】 (特区期間：平成十六年度～平成二十年度)

本計画は、我が国初のバイオ系四年制大学である長浜バイオ大学の持つバイオインフォマティクスを始めとした知的資源を生かし、隣接する長浜サイエンスパークに関連企業や研究所の誘致を図るなど、今後成長が期待されるバイオ産業の創出・振興に取り組んでいくという内容です。

【事業内容】

- ① バイオ関連企業の立地促進
- ② 長浜バイオ大学院設立とバイオビジネス支援機関の立地促進
- ③ 長浜ゲノム健康電子便プロジェクトの推進(産学連携研究開発事業)
- ④ バイオインキュベーション施設の立地促進
- ⑤ バイオ関連の公的研究機関の立地促進

長浜バイオ・ライフサイエンス特区の概要

バイオ産業クラスターの形成

バイオ産業の創出・振興

【長浜サイエンスパーク】

- ◎長浜バイオ大学 ⇒ ・我が国初のバイオ系四年制大学
・2007年4月大学院開学
- ◎バイオインキュベーションセンター ⇒ ・平成18年4月オープン
・17室を整備
- ◎研究開発施設や生産施設などの立地用地 ⇒ 約4.6ha(6区画)全区画に
企業進出決定

バイオ関連企業や研究所の立地促進・産学共同研究への支援

滋賀統合物流センター(SILC) 特区の概要

物流を中心とした産業クラスターの形成

◇物流効率化と環境負荷削減

【このエリアのポテンシャル】

- ◎恵まれた地理的条件 ⇒ ・日本のほぼ中央
・関西、中京、北陸経済圏の結節点
- ◎抜群の交通条件 ⇒ ・鉄道—JR東海道新幹線、JR東海道本線
・道路—名神高速道路、北陸自動車道、国道8・21号
・港湾—敦賀港、大阪港、神戸港、四日市港、名古屋港が100km圏内
- ◎物流インフラの整備 ⇒ ・JR貨物・米原ターミナルの整備

インフラ整備、立地助成、税の減免など事業支援を集中的に実施

■滋賀統合物流センター(SILC) 特区計画 【米原市】

(特区期間：平成十七年度～平成二十一年度)
本計画は、米原地域の立地条件を生かし、ITを活用した3PL(3rd Party Logistics)事業を展開し、物流効率化によるコスト削減と環境負荷の軽減を図るとともに、JR米原駅近くでの整備が計画されている貨物ターミナル駅との連携により、モーダルシフトの実現を目指しています。このSILC事業を核に、製造事業

所等の誘致を推進し、産業集積を目指していくという内容です。

【事業内容】

- ① SILC 予定地の整備
- ② SILC 建設及び運営
- ③ 物流企業及び荷主企業等の立地促進

■びわ湖・里山観光振興特区【高島市】

(特区期間：平成十八年度～平成二十二年度)
本計画は、びわ湖や里山等、高島地域の資源

を生かしたエコツーリズムやグリーンツーリズムを中心とする新たな観光プログラムを開発・推進等をし、観光産業の振興を図ることにより、地域活性化を目指すという内容です。

【事業内容】

- ① エコツーリズム等プログラムの開発と推進
- ② 今津港周辺の湖岸や街並み整備
- ③ 集客・交流分野での企業立地の促進
- ④ 高島観光におけるプラットホーム機能の構築

中央分水嶺高島トレイル

●自然と歴史を味わうことの出来る複合遺産的トレイル

12ピーク・12峠



●運営組織：高島トレイル運営協議会(山岳会・ガイド組織・観光関係者)
(事業：ツアー企画実施・プロモーション・ガイド派遣・・・4月より)

—広がり—

トレッキングだけでなくトレイルを切り口に里地・湖畔へ広げるプログラムを構築。

びわ湖・里山観光振興特区の概要

農林水産業や環境保全と相乗効果を持つ
観光振興による地域活性化

◇挑戦者の育成、ホスピタリティーの醸成

【このエリアのポテンシャル】

- ◎豊かな自然環境・生活文化 ⇒ ・奥山、里山、田園地帯、琵琶湖がコンパクトにまとまった地形、自然
・「かばた」など自然と共生する生活文化
- ◎京阪神との近接性 ⇒ ・湖西道路の無料化・JR琵琶湖環状線の実現
- ◎エコツーリズム等への取組みの土壌 ⇒ ・環境省のモデル事業に選定（全国13地域の一つ）
・湖西・森と里と湖のミュージアム構想等よる活発な観光振興に向けた取組み

エコツーリズム等観光事業に対する支援、地域全体のプロデュース機能構築に対する支援

国際陶芸産業都市特区の概要

「日本の信楽」から「世界のSHIGARAKI」へ

◇陶芸・産業・観光分野での国際的な取組み

【このエリアのポテンシャル】

- ◎日本六古窯の一つ、信楽焼の産地
- ◎陶芸の森、MIHOミュージアム等海外からも注目される施設が存在
- ◎技術的なサポートを行う信楽窯業技術試験場の存在
- ◎世界の著名な陶芸家を多数受け入れているアーティスト・イン・レジデンス事業
- ◎新名神高速道路の開通（平成20年2月）により、京阪神・中部圏からのアクセスが飛躍的に向上

海外マーケットを捉えた商品開発・販路開拓に対する支援、世界から注目されるトリエンナーレ開催に対する支援等

国際陶芸産業都市特区【甲賀市】

（特区期間：平成十八年度～平成二十二年）

本計画は、信楽焼の海外への販路開拓、トリエンナーレ等の国際的な事業の実施、アート・デザインと産業の融合による新商品開発等の実施により、信楽焼の海外展開を目指すという内容です。

【事業内容】

- ① 海外への販路開拓
- ② 信楽トリエンナーレ事業
- ③ デザインプロデュース事業
- ④ 環境関連産業推進事業

七 認定県版特区計画の成果等

平成十六年度に認定を行いました「びわ湖南部エリア新産業創出特区計画」と「長浜バイオ・ライフサイエンス特区計画」の二つについては、平成二十年度に特区期間が終了いたしました。前者については、企業立地件数や創業・第二創業数といった数値目標が、おおむね達成されるなど、五年間で多くの成果を上げました。ま

八 最後に

平成二十一年七月に開催いたしました「滋賀県経済振興特区認定審査・評価委員会」において堺屋太一委員長より、「五つの特区計画における市の取組みを見ると、総じて、ものづくり支援から、知恵と工夫による産業振興への転換がうまくいっていると考えます。これは、各地域において、企業や産業支援団体、行政機関などさまざまな主体が一体となったソフトインフラを形成し、産業振興にかかる事業に取り組んできたからであり、この点において、滋賀県の経済振興特区制度は大きな成果があったと考えられます。」との評価をいただいたところです。

た、特区期間終了後の産業振興策として、国の企業立地支援制度の認定を新たに受けるとともに、個々の企業に対しては、販路開拓支援や人材育成事業に重点的に取り組むなど、特区期間終了後のさらなる成果も期待されることとなります。

また、後者の長浜市についても、インキュベーション施設や長浜バイオサイエンスパークが整備され、企業立地やベンチャー企業の集積も進むなど、特区期間の五年間で多くの成果を上げました。

また、課題であったソフト面のインフラ整備については、地元企業や産業支援機関、行政等が一体となった組織を構築するとともに、びわ湖の水産資源や農産物を活用した具体的な事業を掲げるなど、特区期間終了後の自立化に向けたシナリオが描かれており、大変期待されることとします。